湯前町森林経営管理制度実施方針

1　趣旨

湯前町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という）は、平成３１年４月に施行された森林経営管理法に伴う森林管理制度の円滑な実施及び森林環境譲与税の効果的な運用を図るため、町の実施方針を明確にし、制度の進め方に関する基本的な方針を示すものである。

2　森林整備の基本的な考え方

（１）現況と課題

本町の総面積は 4,837ha で、そのうち森林面積は 3,586ha と森林に恵まれ、町の総面積の 74%を占めている。そのうち 61%の 2,187ha が国有林であり、民有林面積は、1,401ha である。そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 1,267ha であり、人工林率 91%で県平均の 61%を大幅に上回っている。

しかし、民有林人工林面積の 19%（239ha）が 7 齢級（35 年生）以下の若い林分であり、今後も引き続き保育、間伐を適正に実施していくことが必要であり、林業振興及び森林環境保全における重要な課題となっている。

（２）基本的な考え方

湯前町では、３の（１）のアに該当する森林を実施方針の「対象森林」として、森林の有する防災・減災や木材生産等の多面的機能（以下「多面的機能」という）の維持・増進を図るため、森林所有者への意向調査等の森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

森林所有者による施業が困難な森林のうち「林業経営に適していると認められる森林」については、森林組合等が策定している森林経営計画に追加を作成するなど、既存事業を活用した森林管理を進める。

経営管理が行われていない森林や林業経営に適さない森林（以下「林業経営に適さない森林」という）については、町が現地調査を実施し、町の評価基準に基づき、間伐等の森林整備の必要性を判定し、その森林整備費用については、森林環境譲与税を活用し実施する。判定により、間伐が必要となった森林は町が森林経営管理権を設定（集積計画を作成）し、森林整備を進めることとする。（以下「森林経営管理事業」という）

3　森林所有者意向調査について

（１）　対象森林の考え方

ア　対象森林の基準

・５条森林に該当する森林でスギ・ヒノキ等の人工林
・民有林（社有林・分収造林を除く個人有林）
・経営計画が策定されていない森林
・過去１０年間、施業が行われていない森林

・１施行地の面積が 0.1ha 以上ある森林

イ　対象森林の優先順位

３の（１）のアに該当する森林の中から、意向調査対象森林を熊本県指定山地災害危険箇所（詳細は※に記載）に指定されている区域で、スギ・ヒノキの人工林が多い林班を優先して実施する。

ただし、優先順位については有識者等を交え見直しを行うこととし、必要に応じて変更する。

※熊本県指定山地災害危険箇所マップ
（URL:http://sabo.kiken.pref.kumamoto.jp/website/chisan/map/）

（２）意向調査の方法、スケジュール

ア　調査の方法

・対象森林の所有者又は管理権限を有する者に対し、森林経営管理法施行規則第３条で定める事項の調査を実施する。

・調査方法は郵送を基本とし、湯前町全域の山林等とする。

イ　スケジュール

・調査については年度内に行うものとする。ただし、調査の回収率が不十分である場合は、年度内もしくは翌年度に再調査を行うものとする。

・調査もしくは再調査が終わった翌年度から加算して概ね５年後に、再び山林所有者へ経営管理意向調査の実施検討を行う。

4　意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合又は当面実施すべき施業がない場合を除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう調整を進める。

（１）「林業経営に適していると認められる森林」と判断された森林

林業経営に適していると認められた場合は、森林組合等林業事業体へ情報提供を行うなど森林経営計画の策定や既存事業での森林整備を進める。

（２）「林業経営に適さない森林」と判断された森林

間伐等の管理が行われていない森林や林業経営に適さない森林の場合は、町が委託等により現地調査を実施し、町の評価基準のもと間伐等森林整備の必要・不要を判定し、町自らが経営管理を行う等の措置をとり森林経営管理事業を実施する。

なお、整備の対象林は、森林調査等の結果から町の判断基準により水源かん養や山地災害防止等の多面的機能が低下していると判断された森林とし、整備方法は主に保育間伐等を行い、針広混交林へ誘導する。

また、森林整備を実施した森林については、整備後５年間もしくは湯前町森林整備計画に基づく標準

伐期齢までは、原則として主伐はできないものとする。

森林経営管理事業の実施については、以下①から⑥の条件を設定する。

①　湯前町と森林所有者とで経営管理権集積計画を作成し、町が経営管理権を設定する。
②　町が行う森林管理は、原則として除伐・保育間伐とする。
③　間伐率等については、現地調査の結果から適正な間伐率を決定する。
④　存続期間は、原則５年間とする。
⑤　巡視期間は、２年間に１回とする。
⑥　存続期間中は、可能な限り森林保険に加入し、保険料は環境譲与税を財源とする。

5　森林整備の実施基準

（１）保育間伐の評価基準

（評価点の合計値が 10 点以下の場合に間伐必要とし、11 点以上を不要と判断する）

施　業　面　積：1,000 ㎡未満の人工林を 10 点
1,000 ㎡以上まとまりある人工林を 0 点とする。

ヘクタール本数：概ね 800 本/ha 以下は 10 点、
900 本～1,400 本/ha を 5 点
1,500 本以上/ha を 0 点とする。

上　層　広　葉　樹：標準地内の上層広葉樹(人工林の平均樹高程度の広葉樹)が 5 本以上は 10 点
3 本～4 本までは 5 点
2 本以下は 0 点とする。

※そのほか標準地調査の内容等については別紙「林況調査表(林況調査野帳、林況調査判定表)」に定める。

（２）保育間伐に係る標準歩掛

保育間伐の標準歩掛は林野庁整備課が示す以下の項目を計上する。

選木、伐倒、玉切り、枝払い、片付け、除伐（保育間伐以外に作業に支障が出る場合は除伐を実施する)、侵入竹除去（すべて除去)、倒木処理等

（３）設計に係る諸経費率

単価改正により変更となった場合は、変更となった率を準用する。

- ・共通仮設費 8.4%
- ・現場監督費 21%
- ・社会保険等 18%
- ・一般管理費 23.57%

（４）間伐率

間伐率は林況から 30～40%程度とする。

6　集積計画の策定

４の（２）で集積計画を策定する必要があると判断した森林は、森林所有者の同意を得て集積計画を策定し、森林経営管理権を本町に設定する。

集積計画策定に当たっては、以下の項目について留意する。

・森林所有者と協議する中で、森林所有者がどうしても収益を上げて利益還元を求めるのであれば、集積計画を策定せず、所有者が自ら民間事業者に経営委託するよう勧める。

・森林所有者から「隣接する天然林も併せて管理してほしい」との要望があった場合、一体的に森林整備する必要があるかを検討の上、必要があると認めたときは集積計画を策定する。

・森林所有者との協議が整わなかったときは、集積計画の策定を断る。

・共有林については、全員から同意を得られた場合のみ作成する。

・所有者不明森林については、現地調査等を行い森林経営に適している森林や、山地災害の恐れが高い森林については、特定を可能な限り行い、不明所有森林における素材生産を促進する。

7　森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

・森林経営管理制度に係る経費（意向調査、森林現況調査及びプロット調査に要する経費、森林経営管理事業の実施に要する経費等）は森林環境譲与税を財源とする。

・森林経営管理事業の実施により収益があった場合や、森林所有者が利益の還元を求めない場合は、集積計画にその旨を記載し、発生した収益は全て本町が受領する。

8　その他特記事項

・実施方針に基づく一連の業務の執行に当たっては、本町の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託を検討する。

・実施方針や森林経営管理事業の実施について見直しが必要な場合は、随時、林業関係者等の意見を参考に修正し進めることとする。

意向調査から集積計画作成実施フロー図

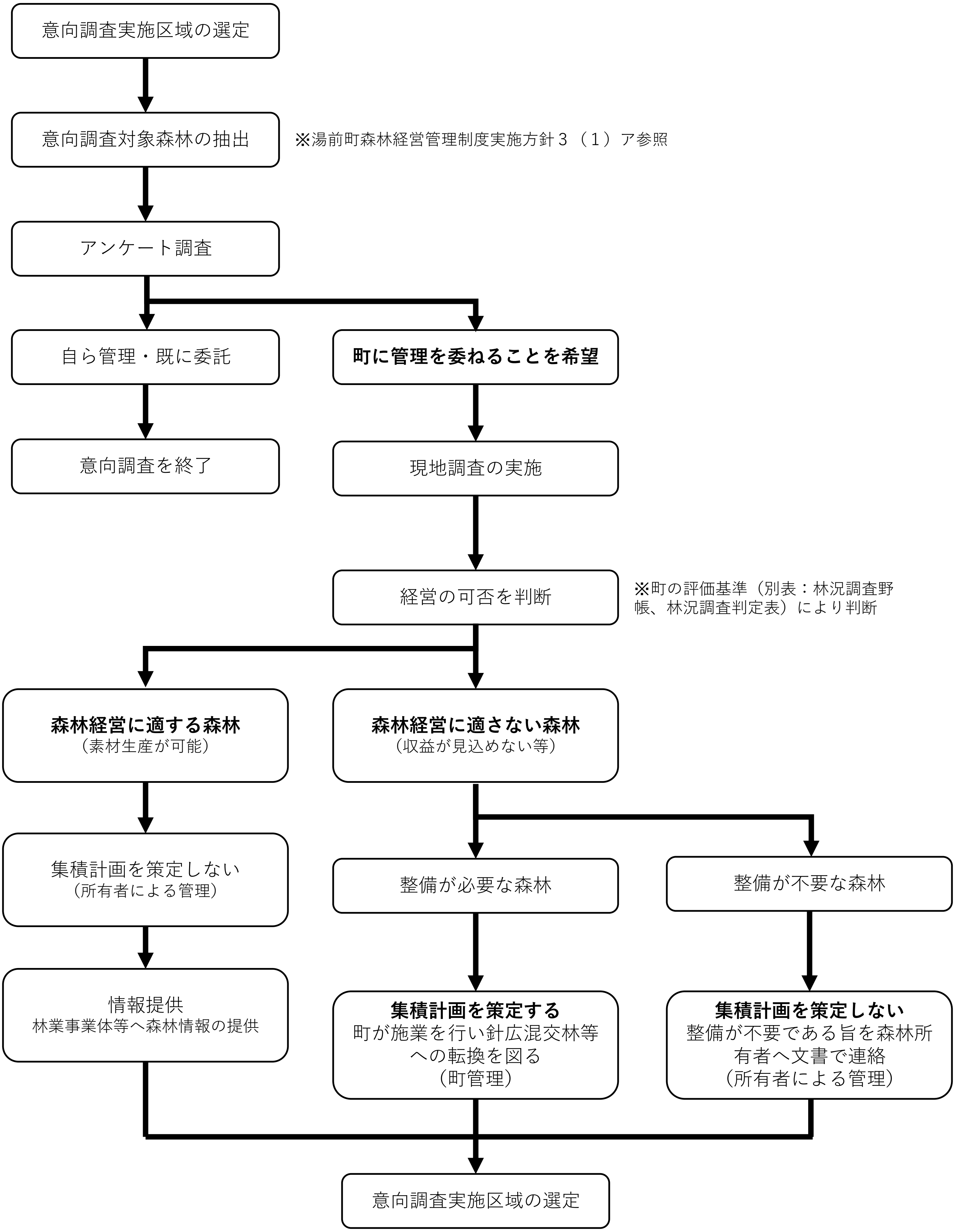

※意向調査から概ね５年が経過した場合、再度、意向調査を実施し、森林の荒廃化を防ぐ